

令和 4 年 6 月 1 7 日

（名称）東員町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
東員町生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>東員町内の公共交通は、三岐鉄道北勢線及び四日市市との境界地域を通る三岐鉄道三岐線の鉄道 2 路線が東西方向の公共交通軸となっており、このほかに民間の路線バスが東西方向に運行し、これらを補完し接続する形で南北方向にコミュニティバス（オレンジバス）が運行している。</p> <p>オレンジバスは、町内人口の約半数を占める北部団地から中部の北勢線東員駅と穴太駅を通り、南部の三岐線北勢中央公園口駅までを連絡し、町内移動を担う重要な公共交通となっており、朝夕便の南北急行線・東部急行線、昼便の南北線・東部線の 4 路線で構成している。</p> <p>オレンジバスの朝夕便は、鉄道との乗り継ぎにより、主に高校生の通学手段としての役割を担っている。</p> <p>昼便はスーパー等への買い物、診療所への通院等に利用されており、車を運転できない年少者や高齢者等を中心に利用されている。両路線とも町民の生活に必要な公共交通として機能している。</p> <p>近年、利用者数は減少傾向が続いていたが、様々な利用促進活動により平成30年度は増加に転じたものの、その後、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は減少した。依然として収支状況は赤字であり、行政による費用負担の増加につながっている。</p> <p>町民の移動を確保することは日常生活の維持、向上だけでなく、本町への定住を促し、まちづくりにも大きく寄与するものであるため、町内の公共交通機関の中軸としての鉄道、路線バスを始め、交通弱者の利用の多いオレンジバスを維持する重要性が益々高まっている。</p> <p>特にオレンジバスは、町内移動の要であり、三岐鉄道や民間の幹線路線バスの二次交通手段として広域移動にも寄与する重要な路線であり、運行を維持する必要性は高い。</p> <p>また、オレンジバスを含む公共交通を維持することで、高齢者の運転免許証の自主返納を促し、近年全国で増加している高齢者等による交通事故の防止と外出しやすい環境の構築に寄与している。</p> <p>このような背景のもと、令和 3 年 3 月に「東員町地域公共交通計画」を策定し、「公共交通が暮らしを支えるまち」を実現するため、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー・地域住民の共助による送迎サービスの取り組みなどの輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通ネットワークを構築し、町民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させる事業を実施している。地域公共交通確保維持改善事業の適用によりオレンジバスの運行を確保・維持し、交通弱者や高齢者を始めとした町民の安全・安心な日常生活の維持・向上に必要な生活交通手段を存続していくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>【令和 5 年度の目標】</p> <p>① オレンジバスの収支率を 14.48%（令和元年実績 13.7%※1）とする。</p> <p>② オレンジバスの乗車人員を年間 83,844 人（令和 2 年度実績※2）以上とする。</p> <p>③ おでかけ元気バスの事業の利用者数を年間 18,000 人とする。※3</p>

【令和6年度の目標】

令和2年3月からの新型コロナウイルスの影響により、令和2年及び令和3年のバス乗車人員は大きく減少しており、令和4年においても依然、厳しい状況が続いている。こうした状況を鑑み、新型コロナウイルス感染防止対策を実施したうえで、町内の公共交通機関の安全性を利用者に周知し、上記目標における令和5年度の数値を維持、向上することを目標とする。

【令和7年度の目標】

令和7年度の目標についても、令和6年度の目標と同様とする。

※1：平成31年4月～令和2年3月の実績。

目標は令和7年度に15%と設定。収支率を令和元年実績である13.7%から15%へアップするには1.3%必要であり、令和3年度～7年度の5年間で、毎年0.26ポイントの増加が必要。各年度の目標値は下記のとおり。

年 度	目 標 値	実 績 値
令和3年度	13.96%	14.3%
令和4年度	14.22%	
令和5年度	14.48%	
令和6年度	14.74%	
令和7年度	15.00%	

※2：令和元年10月～令和2年9月の実績

令和3年度のアレンジバス乗車人員の実績は、80,092人（令和2年10月～令和3年9月）で目標未達成

※3：令和3年度のおでかけ元気バス利用者数実績は、16,656人（令和3年4月～令和4年3月）で未達成

（東員町地域公共交通計画P20、22、24 参照）

（2）事業の効果

- ①アレンジバス運行を維持することにより、通勤、通学や通院利用者及び高齢者等の日常生活に必要な移動が確保される。また高齢者、学生、障がい者などの交通弱者が公共交通を利用して移動ができる環境を整備することで外出支援にもつながり、町民の社会参加を促し、心身ともに健やかで活動的な生活に寄与する。
- ②運転免許証の自主返納の促進に寄与し、高齢者等による交通事故を減少につながる。
- ③アレンジバスは、三岐鉄道北勢線東員駅・穴太駅、三岐鉄道三岐線の北勢中央公園口駅のほか、桑名市・いなべ市・四日市市と連絡する路線バスや、名古屋市と連絡する高速バスとも接続しており、広域圏の移動の二次交通手段として機能し、効率的な公共交通体系を実現できる。
- ④町の観光資源である大規模な商業施設や中部公園、ヴィアティン三重（サッカーチーム）のホームスタジアムである本町のスポーツ公園陸上競技場へのサッカー観戦など、来町者の移動手段として活用し、公共交通と観光が連携することで、来町者を確保することにつながり、本町の交流人口の増加、活性化に寄与する。

（東員町地域公共交通計画P8～13 参照）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

実施事業	実施主体
①生活交通を考える会の継続 ・公共交通に係る各種事業の提案や実施を行うために、年数回開催している「東員町生活交通を考える会」を継続する。 （東員町地域公共交通計画 P20 参照）	住民、東員町
②アレンジバスと鉄道及び路線バスとのダイヤ調整・案内の充実 ・アレンジバスについて、鉄道駅及び路線バスにおける乗継の利便性向上を図るため、運行ダイヤの調整、案内の充実を行う。 （東員町地域公共交通計画 P21 参照）	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、東員町

<p>③オレンジバスの再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オレンジバスの行き先がわかりにくいという声や交通空白地に対応するために、生活交通を考える会の議題としてわかりやすいルートを検討する。 ・昼便については、多くの居住地、多様な施設を巡回するルートとなっているため、南北線と東部線の役割分担を明確にしたうえで、利用者の行き先を考慮し、利用の少ない区間は廃止にするなど、利便性の高いルートに見直す。 ・バス利用者乗降データを活用し、適宜利用者ニーズを把握する。 ・ルートの見直しに合わせて、鉄道、路線バスとの接続を調整し、ネットワーク全体としての利便性を確保する。 <p>(東員町地域公共交通計画 P 2 2 参照)</p>	<p>三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、東員町</p>
<p>④おでかけ元気バス事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内在住の75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満で運転免許証を返納した方を対象に、オレンジバスの運賃を半額とする「おでかけ元気バス」を配布する。 <p>(東員町地域公共交通計画 P 2 4 参照)</p>	<p>東員町</p>
<p>⑤子どもたちの移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オレンジバス運賃について未就学児の無料を継続する。 ・オレンジバス運賃について小学生運賃(100円)を継続する。 <p>(東員町地域公共交通計画 P 2 4 参照)</p>	<p>東員町</p>
<p>⑥公共交通利用を促進する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、路線バス、オレンジバスを掲載した総合的な公共交通マップやホームページの作成、経路検索など、公共交通利用を促進するための情報提供を実施する。また、公共交通は安全、安心そして便利であることをアピールし、利用促進を図る。 ・マップなどについては、一般向け、高校生向けなどを作成する。町内事業所などへの配布などにより、町民のほかに町内従業者などへの公共交通利用促進につなげる。 <p>(東員町地域公共交通計画 P 2 5 参照)</p>	<p>三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、東員町、北勢線事業運営協議会</p>
<p>⑦公共交通利用促進イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北勢線のサンタ電車とオレンジバスの乗車無料券の配布や、町のイベントでのバス乗り方教室など、バス利用促進活動を継続して実施する。 ・イベント開催時には、会場へのアクセスに公共交通利用を促すなど、各種イベントなどを契機に公共交通の利用促進を図る。 <p>(東員町地域公共交通計画 P 2 5 参照)</p>	<p>三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、関係団体、東員町</p>
<p>⑧バスロケーションシステムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスロケーションシステムを活用し、オレンジバスをより便利に利用できるよう情報提供を行う。 ・バスロケーションシステムと連動する乗降センサーを活用し利用者ニーズを詳細に把握し、交通施策に反映する。 <p>(東員町地域公共交通計画 P 2 6 参照)</p>	<p>八風バス(株)、三岐鉄道(株)、関係団体、東員町</p>
<p>⑨公共交通の「見える化」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索サービス、地図アプリへの掲載など、公共交通が利用しやすくなるよう公共交通の「見える化」を推進する。 <p>(東員町地域公共交通計画 P 2 6 参照)</p>	<p>三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、関係団体、東員町</p>
<p>⑩観光資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の観光資源である中部公園をおすすめスポットとして公共交通と連携した利用を広くPRする。 ・町陸上競技場をホームスタジアムとして活動するサッカーチームと連携するなど、観光と公共交通の関係を深め東員町の魅力を来 	<p>八風バス(株)、三岐鉄道(株)、関係団体、東員町</p>

<p>町者に発信する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 6 参照)</p>	
<p>⑪キャッシュレスによる運賃收受の実施 ・交通系 I C カードやスマホ決済などのキャッシュレスによるオレンジバス運賃の決済方法について、北勢線の導入状況なども勘案して実現可能性を検討し、導入に向けた取り組みを推進する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 7 参照)</p>	東員町
<p>⑫感染症対策の実施 ・鉄道、バス、タクシーで実施している新型コロナウイルス感染症対策(車両などの消毒、換気、マスク着用など)を継続し、安心・安全に利用できることを P R することにより、乗り控えなどを抑制する。 (東員町地域公共交通計画 P 2 7 参照)</p>	三重交通(株)、八風バス(株)、三岐鉄道(株)、タクシー各社、東員町
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>	
<p>① 運行系統 表 1 を添付</p> <p>② 経緯 平成 2 8 年 1 0 月から、オレンジバス朝夕便(南北線、東西線)を「南北急行線」(一部南北線からルート変更)と「東部急行線」に変更し、オレンジバス昼便については、笹尾・城山線と稲部・三和線を一体運行として「南北線」に、穴太・中上線は利用の少ない中上～イオンモール～東員駅間を削減し、ネオポリス団地まで延伸して「東部線」に変更した。これにより、需要が最も多い笹尾・城山地区(ネオポリス団地)のサービス水準向上を図った。</p> <p>③ 路線図、時刻表 東員町オレンジバス時刻表を添付</p> <p>④ 地域間交通ネットワークとの接続 三岐鉄道北勢線東員駅・穴太駅、三岐鉄道三岐線北勢中央公園口駅及び地域間幹線系統路線バス(三重交通株式会社 桑名阿下喜線)に接続。</p> <p>⑤ 運送事業者の決定方法 「南北線」、「南北急行線」については、令和元年 5 月に令和 2 年度から令和 1 1 年度までの運行事業者を一般競争入札により決定し、「東部線」、「東部急行線」については令和 2 年 7 月に令和 3 年度から令和 1 2 年度までの運行事業者を一般競争入札により決定した。</p>	
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>	
<p>東員町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>	
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>	
<p>八風バス株式会社 三岐鉄道株式会社</p>	
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>	
<p>※該当なし</p>	
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>	
<p>※該当なし</p>	

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

オレンジバスは3台の車両で運行しており、平成17年度から運行を開始し14年が経過していたことから、車両の主要な部分の故障が増加しており修理費用も高額となっていた。

このことから車両の維持管理に係る経費の削減や、安全な輸送を維持するために、早急な買い替えが必要であったため、令和2年度地域公共交通確保維持改善事業により「南北線」、「南北急行線」を走行する車両2台を、令和3年度地域公共交通確保維持改善事業により「東部線」、「東部急行線」を走行する車両1台を購入した。

表 車両の走行距離

旧バス車両ナンバー	経過年数	走行距離(km)	備考
三重230あ1701 (南北線、南北急行線)	14年	957,628	令和2年3月に「三重200あ387」へ車両更新
三重230あ1702 (南北線、南北急行線)	14年	963,365	令和2年3月に「三重200あ388」へ車両更新
三重230あ1703 (東部線、東部急行線)	14年	865,745	令和3年3月に「四日市210あ1002」へ車両更新

表 車両の修理費用

会計年度	年間修理費用(円)
平成28年度	3,111,597
平成29年度	1,109,516
平成30年度	5,902,286
令和元年度	1,537,275

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>車両の買い替えによって安全で確実な運行を確保することにより、オレンジバスの乗車人員を年間83,844人以上とする。 ※2.(1)を参照</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>新車両を購入することにより、オレンジバスを継続して運行することが可能となり、路線を維持することができる。 オレンジバスを維持することにより、通学利用及び高齢者等の買い物・通院といった日常生活に必要な移動が確保できる。 また、町内の中部公園や大規模商業施設等の来街者の多い施設へのアクセスを確保することができ、交流人口の拡大、地域活性化にも寄与する。 なお、現在のオレンジバスの主な利用目的として、時間帯により通院や買い物、通学などが挙げられ、運行する便に経常的に利用者があり、バス以外での輸送は難しく、バスによる移動手段を確保する必要性は高い。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>表6を添付 車両については、運行会社である八風バス株式会社が2台、三岐鉄道株式会社が1台を購入する。車両の取得に要する費用は国庫補助金を差し引いた額を東員町が負担し、運行経費に上乘せする。</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成24年に東員町公共交通会議を組織し、7月2日に第1回会議を開催。以降、毎年継続して会議を実施し、本町の公共交通施策等について協議、検討を行ってきた。

【直近（平成31年度から令和4年度）の東員町公共交通会議の開催実績】

開催日	回数	主な議論
令和元年6月19日	第25回 (令和元年度第1回)	・東員町交通圏域の状況について ・生活交通確保維持改善計画(案)について
令和元年10月1日	第26回 (令和元年度第2回)	・北勢線及び路線バスの料金改定について ・年末年始におけるオレンジバスの運休について ・東員町地域公共交通網形成計画の策定について ・東部線を走行するオレンジバス車両の更新について
令和2年1月16日	第27回 (令和元年度第3回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について ・東員町地域公共交通網形成計画の策定について ・オレンジバスの運賃改定について ・東部線を走行するオレンジバス車両の更新について
令和2年3月26日	第28回 (令和元年度第4回)	・オレンジバスの運賃改定について ・東員町公共交通計画の策定について
令和2年7月 (書面決議)	第29回 (令和2年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について ・東員町地域公共交通計画の策定及びオレンジバスの運賃改定について(報告)
令和2年11月6日	第30回 (令和2年度第2回)	・東員町地域公共交通計画(中間報告)
令和3年1月22日	第31回 (令和2年度第3回)	・東員町地域公共交通計画(案)
令和3年3月22日	第32回 (令和2年度第4回)	・東員町地域公共交通計画の策定について
令和3年6月 (書面決議)	第33回 (令和3年度第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について
令和3年11月	第34回 (令和3年度第2回)	・地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
令和4年1月	第35回 (令和3年度第3回)	・東員町地域公共交通計画の事業実施状況及び目標達成状況の評価について ・オレンジバスへのキャッシュレス決済(JPQR)の試験導入について
令和4年6月	第36回 (令和4年第1回)	・生活交通確保維持改善計画(案)について ・オレンジバスのルート・ダイヤの再編について ・オレンジバスへのキャッシュレス決済(JPQR)の試験導入について

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・自治会長会、シニアクラブ連合会の代表者を、東員町地域公共交通会議の構成メンバーとし、本計画の策定や内容の検討にあたり、地域住民の代表としての立場からの意見を反映した。

- ・自治会、シニアクラブ、高校生、地域公共交通の一般利用者を構成メンバーとする「東員町生活交通を考える会」を組織し、公共交通に係る各種事業の提案や実施にあたり、町民や利用者としての立場からの意見を反映した。
- ・令和2年9月に路線バス・オレンジバスに関するアンケート調査を本町在住の15歳以上の男女3,000名を対象に実施した。また令和3年10月にバス利用者アンケート調査をオレンジバス及び三重交通桑名阿下喜線バス利用者150名を対象に実施した。
- ・令和2年9月12日に町内在住、在勤を対象とした、公共交通ワークショップを開催し、今後も安全で安心して利用できる持続可能な公共交通サービスを検討するため、これからの移動手段のあり方について行政と町民と一緒に考える機会を設け、討論を実施した。
- ・町のホームページにて、検討中の東員町地域公共交通計画を公表し、パブリック・コメントを実施した。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	三重県地域連携部 交通政策課
関係市区町村	東員町副町長
学識経験者	四日市大学 学長
町民又は地域公共交通の利用者代表	東員町自治会長会 会長 東員町シニアクラブ連合会 会長
一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者	三岐鉄道株式会社 運行管理課長 八風バス株式会社 常務取締役運行部長 三重交通株式会社 桑名営業所長 三重近鉄タクシー株式会社 事業部長 株式会社三交タクシー 推進役 三重県いなべ警察署 交通課長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者	三重交通労働組合 桑名支部 支部長 三重近鉄タクシー労働組合 執行委員長
地方運輸局	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
その他協議会が必要と認める者	三岐鉄道株式会社 取締役常務執行役員鉄道部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

(所 属) 政策課

(氏 名) 平林 賢樹

(電 話) 0594-86-2811

(e-mail) seisaku@town.toin.lg.jp